

入札説明書

令和8年4月6日さいたま市告示第640号により公告した入札等については、関係法令等に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

1 件名

地下鉄7号線中間駅周辺地区土地区画整理事業に係る環境影響評価業務

2 競争入札参加資格確認申請に関する事項

(1) 提出方法

埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により、競争入札参加資格確認申請時に競争入札参加申込兼資格確認申請書を添付して提出してください。入札参加資格の確認のための必要書類については、別途、提出期間内に持参、郵送又は電子メールにて提出してください。

なお、電子入札システムを利用できない場合は、紙入札参加承認申請書とともに、持参、郵送又は電子メールにて提出してください。

(2) 提出書類

ア 競争入札参加資格等確認申請書（原則、電子入札システムにより提出）

イ 公告2(6)に規定する契約実績があることを証明する下記(1)、(2)の書類

(1) 契約書の写し（契約期間、契約相手方、業務内容が判断できる部分の抜粋）

(2) 履行を証明する書類の写し（検査結果通知書等）

ウ 公告2(7)アに規定する配置技術者の資格を証明する書類（資格者証等の写し）

エ 公告2(7)イに規定する配置技術者の実績を証明する書類（テクリス登録内容確認書等）

オ 公告2(8)ア、イに規定する認証を証明する書類（登録証等の写し）

(3) 提出期間

告示の日から令和8年4月27日（月）午後4時まで（持参の場合は休日を除く午前9時から午後4時まで）

(4) 電子入札システム以外の提出先

さいたま市都市戦略本部未来都市推進部（未来都市共創担当）

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4

電話048（829）1871

FAX048（829）1997

電子メール mirai-toshi-suishin@city.saitama.lg.jp

3 仕様に関する質問方法

(1) 提出期間

告示日から令和8年4月20日(月)午後4時まで

(2) 質問の様式

質問は所定の様式(質問書)を用い、以下のアドレスに電子メールにより送信してください。また、電子メールのタイトルは、「地下鉄7号線中間駅周辺地区土地区画整理事業に係る環境影響評価業務(質問書)」としてください。送信後、到着確認の電話連絡をすること。

電子メールアドレス(mirai-toshi-suishin@city.saitama.lg.jp)

(3) 質問書の到着確認に関する問い合わせ先

さいたま市浦和区常盤6-4-4

さいたま市都市戦略本部未来都市推進部未来都市共創担当

電話 048(829)1871

(4) 回答方法

質問への回答は、令和8年4月22日(水)までに、さいたま市ホームページに掲載
<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/006/003/pi29011.html>

4 入札保証金に関する事項

(1) 入札保証金の納付期限

令和8年5月13日(水)

(2) 入札保証金の納付場所

さいたま市の指定する金融機関

(3) その他

入札保証金の納付を要するとされた者は、本市が交付した納付書により、見積もった金額の100分の5以上を入札日までに納付した上で、納付書兼領収書の写し(本市の指定金融機関の領収印があるものに限る。)を納付期限までに提出してください。郵便による提出の場合、入札書とともに同一の封筒に入れて、入札してください。

5 入札保証金の免除申請

(1) 入札保証金の免除要件

さいたま市契約規則第9条第1項の規定に該当する場合、入札保証金は免除となります。

(2) 入札保証金の納付免除を申請する場合

令和8年5月13日(水)までに、入札保証金免除申請書に次の書類を添付して提出してください。

ア 同条第1項第1号の規定による入札保証金の免除を申請する場合

入札保証金免除申請書に、入札保証保険契約に係る保険証券を添付する。

イ 同条第1項第2号の規定による入札保証金の免除を申請する場合

入札保証金免除申請書に、同号の規定を満たす契約書の写し等を2件分添付する。

6 入札及び開札に関する事項

(1) 最低制限価格

設定します。最低制限価格を下回る入札は、これを無効とします。

(2) 落札者の決定方法

予定価格の110分の100の価格の範囲内で、最低制限価格の110分の100の価格以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(3) 再度入札の実施

初度入札において落札者がいないときは新たに日時及び場所を定め、再度入札を行います。再度入札に参加できる者は、初度入札に参加した者とします。ただし、初度入札において無効な入札を行った者は、再度入札に参加することができません。

再度入札は1回とします。また、再度入札の到達期限までに入札書の提出がない場合は、辞退として取り扱うものとします。再度入札で不調となった場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づく随意契約とし、見積合わせを実施します。

(4) 開札時の立ち会い

電子入札システムによる開札のため、入札参加者立ち会いはできません。

(5) 開札結果

落札者の決定については、開札日に電子入札システムにおいて通知します。なお、電子入札システムを利用できない場合は、個別に通知します。また、開札結果については、後日、入札情報公開システムに掲載します。

(6) 入札の辞退

入札参加資格がある旨の通知を受け取った後であっても、入札を辞退することができます。ただし、その場合は辞退届を提出してください。

7 スライド条項の適用について

(1) スライド条項の適用

本案件は、「複数年にわたる業務委託契約におけるスライド条項（賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更）」を適用する契約です。

あらかじめ設定した賃金水準等に一定以上の変動がみられた場合に、2年目以降の契約金額を変更することができます。従って、2年目以降の賃金及び物価の変動を見込

む必要はありません。

なお、スライド制度の詳細については、以下のさいたま市HPをご覧ください。

さいたま市HP <https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/001/p123848.html>

(2) 変更金額の算出方法等

「賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第1項に係る特記仕様書」に定めるとおりです。

8 その他

(1) 入札方法

ア 電子入札システムから入札金額を記録してください。やむを得ない事情により電子入札システムが使用できず、紙による入札を実施する場合は、事前に「紙入札参加承認申請書」を提出してください。

イ 紙による入札の場合は、市指定の入札書をもって行き、表に「さいたま市長」、「件名」、「開札日時」及び「入札参加者名」を書いた封筒に入札書を入れて提出してください。代理人が持参により入札書を提出する場合には、委任状を提出してください。

なお、郵便による入札を行う場合は、二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」と朱書きの上、必ず郵便書留にて送付してください。

(2) 契約手続等

契約予定日 令和8年5月20日（水）

(3) 電子入札システムにおける会社名や代表者の変更等の取り扱い

会社名や代表者の変更等により電子証明書の情報の変更（再取得）が間に合わない場合等、競争入札参加資格者名簿の登録内容と電子証明書の情報が相違となる場合は、紙による入札を実施してください。

(4) 支払い条件

年度ごとに支払うものとします。詳細については、落札決定後に当該落札者と協議します。

(別紙1)

賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項

- 第1条 委託者又は受託者は、履行期間内で履行開始日の日から12月を経過した後、日本国内における賃金水準及び物価水準の変動により契約金額が不相当となったと認めるときは、相手方に対して契約金額の変更を請求することができる。
- 2 委託者又は受託者は、前項の規定による請求があったときは、変動前業務委託料（契約金額から当該請求時の履行済部分に相応する業務委託料を控除した額をいう。以下この条において同じ）と変動後業務委託料（変動後の賃金及び物価を基礎として算出した変動前業務委託料に相応する額をいう。以下この条において同じ）との差額のうち変動前業務委託料の100分の1を超える額につき、契約金額の変更に応じなければならない。なお、業務委託料の変更に係る算出方法は、別紙「賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第1項に係る特記仕様書」に定める。
- 3 変動前業務委託料及び変動後業務委託料は、請求のあった日の属する月の初日を基準とし、賃金水準及び物価水準の変動率等に基づき委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、委託者が定め、受託者に通知する。
- 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により契約金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同項中「履行開始日」とあるのは、「直前のこの条に基づく契約金額変更の基準日」とする。
- 5 第3項の協議開始の日については、委託者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、委託者が第1項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受託者は、協議開始の日を定め、委託者に通知することができる。